様式第４（第８条関係）

１０ｋＷ未満の太陽光発電事業計画変更認定申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１０条第１項の規定に基づき、認定計画について変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更対象事業計画（注２）

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注３）	□運転開始前 □運転開始後（運転開始日：　　年　　月　　日）

担当経済産業局（注４）＿＿＿＿＿＿

認定計画情報（注５）

変更項目	変更前		変更の有無	変更後		変更理由	備　考
事業者名（注６）			□有□無				□地方税法第二四条の七十の規定する人
課税事業者の該否（注７）	□課税事業者に該当する（消費税を申告・納税されている方）	□インボイス発行事業者に該当する	□有□無	□課税事業者に該当する（消費税を申告・納税されている方）	□インボイス発行事業者に該当する		
	□課税事業者に該当しない（消費税を申告・納付されていない方）			□課税事業者に該当しない（消費税を申告・納付されていない方）			
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号（注８）（注９）			□有□無				
法人の代表者氏名（注９）	役職		□有□無	役職			
	氏名			氏名			
法人の役員氏名（注９）	役職		□有□無	役職			
	氏名			氏名			
	役職			役職			
	氏名			氏名			
	役職			役職			
	氏名			氏名			
事業者の住所（注９）	（〒　－　）		□有□無	（〒　－　）			
発電設備の区分（注１０）			□有□無				
発電設備の出力（ｋＷ）（注１１）			□有□無			□電力会社都合□上記以外	

パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	□　有（　　kW） （自立運転機能　　kW） □　無			□有□無	□　有（　　kW） （自立運転機能　　kW） □　無		
給電用コンセントの有無	□　有　　□　無			□有□無	□　有　　□　無		
発電設備の名称（注９）				□有□無			
設備の設置場所（注１２）				□有□無			□別紙あり
複数太陽光発電設備設置事業の該当性（注１３）	□該当する	□　第一種複数太陽光発電設備設置事業 □　第二種複数太陽光発電設備設置事業		□有□無	□該当する	□　第一種複数太陽光発電設備設置事業 □　第二種複数太陽光発電設備設置事業	
	□該当しない				□該当しない		
太陽光発電設備の設置形態（注１４）	□屋根設置（□既設の建物等□建設中・予定の建物等）	建物の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有	□有□無	□屋根設置（□既設の建物等□建設中・予定の建物等）	建物の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有
		建物の種類	□　一戸建ての住宅 □　共同住宅 □　事務所、工場、店舗 □　学校、公共施設 □　その他（　　）			建物の種類	□　一戸建ての住宅 □　共同住宅 □　事務所、工場、店舗 □　学校、公共施設 □　その他（　　）
	□地上設置（□野立て□営農型□水上）	土地の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有		□地上設置（□野立て□営農型□水上）	土地の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有
太陽電池に係る事項（注１５） 製造事業者名				□有□無			□製造事業者都合□上記以外
種類				□有□無			□製造事業者都合□上記以外
変換効率	□真性変換効率 □実効変換効率			□有□無			□製造事業者都合□上記以外	□除外事項該当性

	型式番号		□有□無			□別紙あり
	枚数（枚）		□有□無			
	合計出力（kW）		□有□無			
配線方法（注１６）			□有□無			
自家発電等の設備の有無	□有 自家発電設備等の種類 □蓄電池 押し上げ効果の有無 □有 □無		□有□無	□有 自家発電設備等の種類 □蓄電池 押し上げ効果の有無 □有 □無		
	□その他（ ）			□その他（ ）		
	□無			□無		
電気事業者への電気供給量の計測方法			□有□無			
接続契約締結日	年 月 日		□有□無	年 月 日	□接続契約解約後の再締結 □再接続検討後の再締結（注１７）	
保守点検責任者（注１８）	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（ ） － 法人番号（法人の場合）：		□有□無	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（ ） － 法人番号（法人の場合）：		
保守点検及び維持管理計画（注１９）			□有□無			□別紙あり
自家消費等計画（注２０	当該発電設備における発電電力量の見込み	kWh/年	□有□	当該発電設備における発電電力量の見込み	kWh/年	第一種 複数太陽光発

）	自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年	無	自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年		電設備設置事業を営む場合は記載すること
	自家消費等の用途			自家消費等の用途			
	前年の電力消費量（既築建造物に発電設備を設置する場合）	ｋＷｈ/年		前年の電力消費量（既築建造物に発電設備を設置する場合）	ｋＷｈ/年		
	自家消費等の比率	%		自家消費等の比率	%		
解体等に要する費用（注１３）	□外部積立て（法第１５条の６から第１５条の１０までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □積立て対象外		□有 □無	□外部積立て □積立て対象外			複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること

遵守事項（注２１）	事業計画策定ガイドライン及び廃棄等費用積立ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２２）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに検査済証の写し、建物の登記事項証明書、工事計画（変更）届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ】	□

添付書類（注23）	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
	①印鑑証明（２）注３	□有 □無			
	②電気設備の発電設置場所に係る記載事項証明書（２）注４	□有 □無			
	③土地の取得を証する書類等（２）注５	□有 □無			
	④建物の所有者の同意（根置太陽光発電設備の設置のため）（２）注６	□有 □無			

⑤検査済証写（根置屋設太陽光発電設備で数陽発電設備複太陽光発電設備設置業営場の）注７　注８（２）（２）	□有 □無			
⑥建物登記事項証明書（根置屋設太陽光発電設備で数陽発電設備複太陽光発電設備設置業営場の）注７（２）	□有 □無			

⑦事画出又使前己認果出のし（根置陽発設の）（２）工計届書は用自確結届書写　屋設太光電備み　注７	□有 □無			
⑧陽池全が根設らてると示図及写（根置陽発設で数陽発設設事をむ合み（２）太電のて屋にけれいこをす面び真屋設太光電備複太光電備置業営場の）注９	□有 □無			
⑨造（３）構図注０	□有 □無			

⑩配図線（注３０）	□有 □無			
⑪接続同意をする書類の写し（注１３）	□有 □無			
⑫事業施工体制図	□有 □無			
⑬森林法許可の得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注２３）	□有 □無			
⑭宅地造成及び特定盛土等規制法の許可取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注２３）	□有 □無			

⑮砂防法による制限区域の指定（分係る場合）（注２）	□有 □無			
⑯地すべり等防止法の規制区域の指定（該当する場合）（注２）	□有 □無			
⑰急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による制限区域の指定（該当する場合）（注２）	□有 □無			

	⑱受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注３）	□有 □無			
	⑲その他の１	□有 □無			
	⑳その他の２	□有 □無			
	㉑その他の３（注３）（注４）	□有 □無			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　変更前の認定計画を記載すること。

（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。

（注４）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。

（注６）　事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して、変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合や会社の分割若しくは吸収合併により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注７）　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。

（注８）　法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「Ｔ」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載すること。

（注９）　本様式による事業者名の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第５、様式第５の２又は様式第６により届け出ること。

（注１０）発電設備の区分は次の記号にて記載すること。
Ｓ：太陽光発電
Ｔ：太陽光発電（ダブル発電）

（注１１）発電設備の出力は、当該申請に係る設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置し

ている場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の出力が、１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満になる場合は様式第３の２、５０ｋＷ以上になる場合は様式第３により申請すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。

（注１２）地番の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合は、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第５により届け出ること。

（注１３）第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が５０ｋＷ以上となる場合をいう。
なお、第一種複数太陽光発電設備設置事業又は第二種複数太陽光発電設備設置事業として認定を受ける場合は、解体等に要する費用を、外部積立て（法第１５条の６から第１５条の１０までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。）の方法により積み立てるものとする。

（注１４）屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。

（注１５）太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」について記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを入れること。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。

（注１６）配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線

（注１７）接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合である。

（注１８）保守点検責任者について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注１９）事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。

（注２０）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や電気事業法に基づく特定供給を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。

（注２１）事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

（注２２）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

（注２３）認定計画の内容の変更に伴い、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。

（注２４）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。

（注２５）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

（注２６）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
（注２７）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始時までに提出すること。
（注２８）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
（注２９）写真については、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始時までに提出すること。
（注３０）標準構造図及び標準配線図の変更については、提出を省略することができる。変更後の欄には、「提出省略」と記載すること。それ以外の図面の変更の場合は、変更後の図面を提出すること。
（注３１）発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。
（注３２）当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために、第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
（注３３）太陽光発電設備の出力を１０ｋＷ以上から１０ｋＷ未満に変更するため、申請書を提出する場合、「太陽光発電設備の出力減少に伴う廃棄の実施状況等報告書」を添付すること。
（注３４）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。